



2022年5月12日

各 位

会社名 株式会社日本触媒
代表者名 代表取締役社長 五嶋 祐治朗
(コード番号 4114 東証プライム市場)
問合せ先 総務部長 田畑 敦士
(TEL 06-6223-9111)

当社の取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。以下同様とします。）および執行役員（国内非居住者を除く。以下、同様とし、取締役と併せて「取締役等」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を新たに導入することを決議し、取締役に対する本制度の導入に関する議案を2022年6月21日開催予定の第110期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入

- (1) 当社は、中期経営計画の実現に向けて、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性を明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度の導入により、当社の取締役の報酬は、固定報酬の基本報酬、業績連動報酬の賞与および業績連動型株式報酬で構成されることとなります。
- (3) 本制度の導入は、本総会における承認決議を得ることを条件とします。

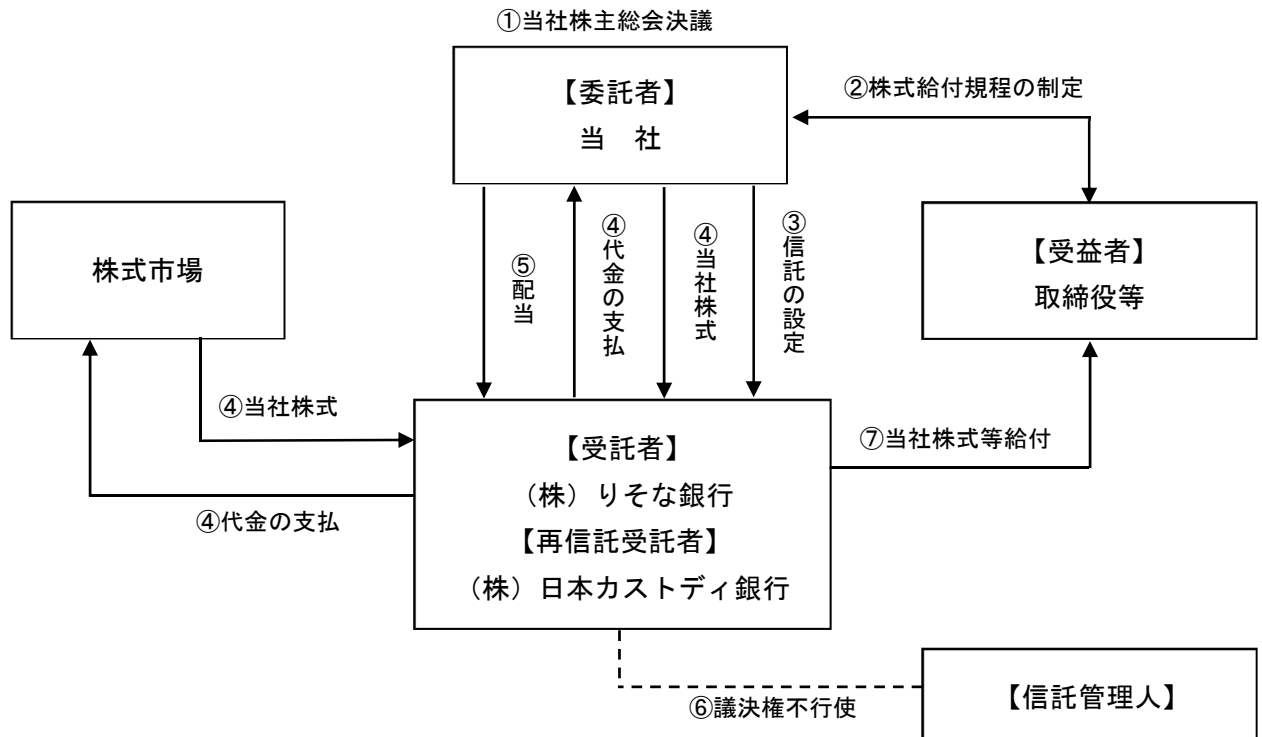
2. 本制度に係る報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が定める株式給付規程に基づいて、取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式および当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を、本信託を通じて、取締役等に給付する株式報酬制度です。詳細については下記(2)以降のとおりです。

①本制度の対象となる当社株式等の給付の対象者	当社の取締役および執行役員
②本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限 (下記(4)のとおり)	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役分として 63 百万円に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額とします。なお、当初の対象期間である 3 事業年度における上限額は 189 百万円 (当初の対象期間は、2023 年 3 月末日で終了する事業年度から 2025 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度) とします。 ・執行役員分として 43 百万円に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額とします。なお、当初の対象期間である 3 事業年度における上限額は 129 百万円 (当初の対象期間は、2023 年 3 月末日で終了する事業年度から 2025 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度) とします。
取締役等に給付する当社株式の上 限 (下記(5)のとおり)	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役分として 9,600 ポイントに対象期間に含まれる事業年度の数を乗じたポイント数に相当する株式数とします。なお、当初の対象期間である 3 事業年度に付与するポイント数の上限は 28,800 ポイント (28,800 株相当) とします。 ・執行役員分として 6,600 ポイントに対象期間に含まれる事業年度の数を乗じたポイント数に相当する株式数とします。なお、当初の対象期間である 3 事業年度に付与するポイント数の上限は 19,800 ポイント (19,800 株相当) とします。 ・上記の取締役等に付与される 1 事業年度当たりのポイント数に相当する株式数の上限 (取締役分 9,600 株および執行役員分 6,600 株) の当社発行済株式総数 (2022 年 3 月 31 日現在、自己株式控除後) に対する割合は約 0.04% となります。 ・当社株式は、当社 (自己株式処分) または株式市場から取得予定です。
③業績達成条件の内容 (下記(5)のとおり)	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画に掲げる業績目標の達成度に応じて「業績連動ポイント」が変動します。 ・当初の対象期間における KPI (業績評価指標) は、中期経営計画で掲げる「営業利益」および「ROE (親会社所有者帰属持分当期利益率)」とし、業績目標の達成度に応じて 0~150% で変動します。
④取締役等に対する当社株式等の給付の時期 (下記(6)のとおり)	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、取締役等の退任後に給付します。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本総会において、本制度の導入に係る役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度に基づく当社株式等の給付に係る株式給付規程を制定します。
- ③ 当社は、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、本制度の対象者を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。なお、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加拠出することができるものとします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式の処分）または株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、ほかの当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑦ 取締役等に対しては、信託期間中、上記②の株式給付規程に基づき、役位および業績目標の達成度に応じて、ポイントが付与され、退任時等の株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与された累積ポイントに応じた数の当社株式等を給付します。

(2) 本制度の対象期間

本制度の対象となる期間は、原則として当社の掲げる中期経営計画に対応する期間（以下、「対象期間」といいます。）とし、当初の対象期間は、2023年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）とします。

また、当初対象期間の経過後に開始する対象期間は、中期経営計画に対応する3事業年度（取締役会で別途3事業年度を超える期間を決議した場合には当該期間）ごとの期間とします。

(3) 信託期間

2022年8月（予定）から本信託が終了するまでとします（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものといたします。）。なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものとします。

(4) 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限額

本総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、対象期間に対応する本制度に基づく取締役等への当社株式等の給付を行うための当社株式の取得資金として、取締役分として63百万円に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額（当初対象期間（3事業年度）について189百万円）、執行役員分として43百万円に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額（当初対象期間（3事業年度）について129百万円）を上限とした資金を本信託に拠出いたします（注）。

また、当初対象期間経過後は、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに、当該対象期間に対応する本制度に基づく取締役等への当社株式等の給付を行うための当社株式の取得資金として、取締役分として63百万円に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額、執行役員分として43百万円に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額を上限として本信託に追加拠出を行うこととします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該対象期間の開始日の直前に本信託の信託財産内に残存する当社株式（当該対象期間の前までの各対象期間（当初対象期間を含む）において取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付未了のものを除きます。）および金銭（以下、併せて「残存株式等」といいます。）があるときは、当該残存株式等の額と追加拠出される信託金の合計額は、各上限額の範囲内とします。

なお、当社は、当初対象期間中を含む対象期間中、当該対象期間における拠出金額の合計が上述の各上限額となる範囲内で株式の取得資金を追加して拠出することができるものとします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 取締役等に給付する当社株式の算定方法および上限

取締役等には、各対象期間中、株式給付規程に基づき、役位に応じて定まる「固定ポイント」および中期経営計画に掲げる業績目標の達成度に応じて定まる「業績連動ポイント」が付与されます。

対象期間中に取締役等に対して付与されるポイント数の合計は、取締役分として9,600ポイントに対象期間に含まれる事業年度の数を乗じたポイント数（当初対象期間（3事業年度）については28,800ポイント）、執行役員分として6,600ポイントに対象期間に含まれる事業年度の数を乗じたポイント数（当初対象期間（3事業年度）については19,800ポイント）を上限とします。

なお、付与されたポイントは、取締役等に対する株式給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます（1ポイント未満の端数は切り捨てることとします）。そのため、各対象期間において本信託が取得し取締役等に給付する株式数の合計は、取締役分として9,600株に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた株数（当初対象期間（3事業年度）については28,800株）、執行役員分として6,600株に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた株数（当初対象期間（3事業年度）については19,800株）を上限とします。ただし、本総会において本制度をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

(ポイント算定式)

①固定ポイント

各対象期間中の事業年度毎に、取締役等の役位に応じたポイントを付与します。

<各事業年度>

役位別ポイント（※1）×在任月数（※2）÷12か月

②業績連動ポイント

各対象期間中の各事業年度において、役位に応じたポイントを付与し、対象期間終了後、付与したポイントの累計値に中期経営計画に掲げる業績目標の達成度に応じた業績連動係数を乗じて算出します。

<各事業年度>

役位別ポイント（※1）×在任月数（※2）÷12か月

<各対象期間終了後>

各事業年度に付与された役位別ポイントの累計値×業績連動係数（※3）

※1 原則として、各事業年度の3月末日における取締役等の役位に応じたポイントとします。但し、事業年度中に役位の変更があった場合にはそれぞれの役位における在任月数を按分してポイントを付与するものとします。

※2 在任期間に1か月に満たない日数が存する場合は、繰り上げて1か月とします。

※3 業績連動係数は、中期経営計画に基づき設定した業績目標の達成度に応じて0～150%で変動します。業績目標の達成度を評価する KPI（業績評価指標）は、対象となる中期経営計画毎に決定します。当初対象期間における KPI は、中期経営計画で掲げる「営業利益」および「ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）」とします。

(6) 取締役等に対する当社株式等の給付

原則として、取締役等が退任等し、株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合には、株式給付規程に定める受益者確定手続きを行うことにより、退任時までに付与された累計ポイント数に応じた当社株式を給付します。

ただし、そのうち一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、金銭の給付を行うため、本信託内で当社株式を売却する場合があります。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（4）の信託金の上限額および上記（5）の取締役等に給付する株式数の上限の範囲内で、株式市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。

(8) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち、上記（6）により取締役等に給付される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は一律不行使とします。

(9) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る信託報酬等に充当されます。

(10) 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する取締役等に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または、取締役等と利害関係のない公益法人等に寄付することを予定しています。

(11) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

【本信託の概要】

- ① 名称 : 役員向け株式給付信託
- ② 委託者 : 当社
- ③ 受託者 : 株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
- ④ 受益者 : 取締役等のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人 : 当社と利害関係を有しない第三者
- ⑥ 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日 : 2022年8月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日 : 2022年8月（予定）
- ⑨ 信託の期間 : 2022年8月（予定）から本信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。）

以上